

ID: 243

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市飲料水供給施設条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第216号		
【根拠条文】 (使用料) 第9条 飲料水供給施設の使用料は、1箇月1戸当たり1,680円(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、使用料を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び名寄市飲料水供給施設条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の免除) 第4条 条例第9条第2項の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。 (1) 公用、公共用又は公益事業の用に利用するとき。 (2) その他市長が使用料を徴収することを不適當と認めたとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日